

令和5年度甲種（新規）防火管理者資格取得講習会実施要領

土岐市消防本部

- 1 講習の目的 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、政令で定める防火管理者の資格（消防法施行令第3条第1項第1号イ）を取得させるもの。
- 2 講習区分 甲種防火管理者の資格取得講習
- 3 講習機関 土岐市消防本部
- 4 講習日時 令和5年10月26日（木）・27日（金）の2日間
10月26日午前9時から午後5時まで（受付時間 午前8時30分から8時50分）
10月27日午前9時から正午まで
- 5 講習場所 土岐市北防災センター 3階 第1研修室（土岐市消防本部）
土岐市肥田浅野笠神町3丁目11番地
- 6 受講料 無料（ただし、テキスト代1,600円必要）
※土岐市防火管理者協会加入事業所は会員証明で1,000円助成されますが、
各事業所1名のみとします。
- 7 修了証交付 全科目を修了した者に限り、修了証を交付します。
- 8 受講手続き
 - (1)申し込み期限及び定員
期限 令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）まで
定員 50名（申し込み期限内でも定員になり次第締め切らせていただきます。）
※受講は土岐市内事業所勤務の方及び市内在住者を優先させていただきます。
 - (2)申込先 土岐市消防本部・北消防署（53-0119）・南消防署（58-0119）
 - (3)申込方法 受講希望者は、別紙受講申込書に必要事項を記入のうえ、上記申込先にご持参ください。受講日当日の受付にてテキストをお渡しします。テキスト代を現金にてお支払いください。領収書の発行が可能ですので、必要な方はお申し付けください。
- 9 受講上の注意事項
 - (1)受付時間内に受付を済ませてください。途中退出・遅刻した場合、修了証は交付できません。
 - (2)講習会当日は、受講票及び筆記用具、テキスト代を持参してください。
 - (3)受付後の取り消し、又は第2日目を欠席された場合は、テキスト代は返還できません。
 - (4)講習当日の駐車場は、笠神公園北側駐車場となります。裏面の地図を参照ください。
- 10 その他 土岐市防火管理者協会会員の証明は、受講申込書の証明欄にお願いします。
当日の日程は、裏面にあります。

※ご不明な点は、 北消防署 査察指導係：53-0119
南消防署 査察指導係：58-0119 まで問い合わせください。

令和5年度 甲種防火管理者講習日程表

第1日目 10月26日(木)

時 間	科 目
9:00～ 9:05	防火管理者講習会開講のあいさつ
9:05～ 9:10	講習案内
9:10～12:30	防火管理の意義と制度の概要
	施設・設備の維持、管理
12:30～13:30	昼食(各自)
13:30～17:00	火気取扱いの基本知識と出火防止対策

第2日目 10月27日(金)

時 間	科 目
9:00～11:30	自衛消防
	防火管理の進め方と消防計画
11:30～12:00	アンケート記入・修了証交付

【駐車場案内図】

